

Q 役員名義貸し、大丈夫?

昔からの友人が、会社を設立して社長を務めているそうです。その友人から、役員として名義を貸してほしいと頼まれました。「会社の仕事をする必要は全くないから、迷

惑はかけない」「経営がうまくいったら、報酬も支払う」と言われ、何もしないなら引き受けてもいいかと思っているのですが、名義を貸しても大丈夫なのでしょうか。

法律 相談室

会社法上、会社の役員とは取締役と監査役、及び会計参与を指します。会社にどのような役員を置くかについては、2006年の会社法施行により、相当程度の自由が認められるようになりました。

もっとも、会社法施行後も一定数の役員を置くこと

会社の業務に関しては何ら責任を負わないようにも見えます。

しかし、例えば会社の業務で第三者が損害を受けてしまった場合には、名目的役員も法的責任を免れられない可能性があります。

以前は、名目的役員は会

裁判例が多くなっているのが実情です。裁判例の中には、報酬を得ていない名目的役員も法的責任を認められたものもありますから、報酬を得ていないからといって安心することはできません。従って、役員への就任を求められた時には、きちんと

法的責任認める流れ

が義務づけられる場合があり、役員を確保するため、名義だけ貸してほしいと頼まれることがあるようです。

ご質問のように実際には仕事をせず、会社のために名義を貸している役員のことを「名目的役員」といいます。名目的役員は名義を貸しているだけですから、

社の業務に全く関与していないことから、第三者に対する法的責任が否定される裁判例も散見されました。

ただ会社法施行後は名目的役員を置く必要性が低くなったこともあり、役員が名目的かどうかという会社内部の事情で第三者が保護されなくなるのは妥当でないなどとして、責任を認める

と業務内容を把握することはもちろん、これまで述べたようなリスクがあることにも十分に注意しなければなりません。

安易に自分の名義を他人に貸すことにはリスクが伴います。お悩みの際は、事前に弁護士に相談することをお勧めします。

(回答〓荒木尚弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。